

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2018年11月22日
【会社名】	リネットジャパングループ株式会社
【英訳名】	RenetJapanGroup, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 武志
【本店の所在の場所】	愛知県大府市柵山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室 山田 真澄
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階
【電話番号】	052-589-2219
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室 山田 真澄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 9,460,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 2,211,660,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	リネットジャパングループ株式会社 名古屋本社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	22,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	9,460,000円
発行価格	新株予約権1個につき430円（新株予約権の目的である株式1株当たり4.30円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年12月10日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リネットジャパングループ株式会社 管理部
払込期日	2018年12月10日（月）
割当日	2018年12月10日（月）
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店

(注) 1. 第17回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）については、2018年11月22日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,200,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで（同日を含む。）の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 本欄第2項に記載の通知がなされた際に修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初、800円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 2,200,000株（2018年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は24.29%）</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限 1,769,460,000円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。）</li> <li>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、また、当社が2020年12月10日に本新株予約権の全部を取得する条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,200,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> </ol>

	<p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初1,001円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(3) 上記第(1)号にかかわらず、当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,211,660,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2018年12月11日から2020年12月10日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 当社は、2020年12月10日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4. 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「(3) 資金調達方法の選択理由 (他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々留意点がある中で、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー」といいます。)及び株式会社SBI証券(以下「SBI」といい、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム(以下「本スキーム」といいます。)は、下記「(3) 資金調達方法の選択理由 (本スキームの特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「(3) 資金調達方法の選択理由 (本スキームの特徴)」に記載の本スキームの留意点に鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社のこれまでの取り組み

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し『ビジネスの力で、社会課題を解決する』を企業理念に掲げ、国内では実店舗を有しないインターネット特化型の「ネットリユース事業」と、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクル(小型家電リサイクル)の「ネットリサイクル事業」を複合的に展開し、各事業ともに様々な施策の下、事業拡大を図っております。

また、近年では、当社グループの成長事業の柱とするべく、「カンボジア事業」を展開、強化しております。当事業は、当社グループの成長事業の柱という位置付けのみならず、企業理念にもあるとおり、国際協力及びカンボジアの社会課題を解決しながらカンボジア経済の発展に資する事業とすることを目指しております。現在では、自動車販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業

(注)、人材送出し事業の4つの事業を中心に、各々の事業拡大を通じて、当社グループの成長及びカンボジア経済の発展に資する取り組みを行っております。

(注) マイクロファイナンス事業については、本「(1) 資金調達の目的 当社のこれまでの取り組み」中の下記「<カンボジア事業> (マイクロファイナンス事業)」及び本「(1) 資金調達の目的」中の下記「 資金調達の目的 .カンボジアでの社会貢献活動ともなるマイクロファイナンス事業の運営に必要な資金の調達」をご参照ください。

<ネットリユース事業>

当事業は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・ジュエリー・携帯電話・スポーツ用品・楽器・フィギュア等多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社が運営するサイトを通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものです。

当事業が属するリユース業界において、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーとしての市場規模は、中古市場の中でも最大のカテゴリー(注)になり、近年では実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が急激に加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いていく見通しにあります。

このような環境の下、インセンティブの強化や既存客のニーズを反映したサービスサイトの改善によるリピート率の向上、自社サイトを中心として、Amazon、ヤフーショッピング、楽天市場等販売チャネルの多様化を図ることで、新たな顧客獲得に繋げて参りました。

また、買取繁忙期における広告宣伝費を中心とした商材獲得コストの適正投入、粗利率等価格管理面の安定維持、セット品やホビー品等高収益商材の取扱い強化等の施策を通じて、着実な成長を実現することで、インターネットを活用したリユース品の取扱い企業として業界内では高いプレゼンスを築いております。

(注) 株式会社リフォーム産業新聞社のリサイクル通信「中古市場データブック2018」によると、当社がサブセグメントとして定義している書籍とソフト・メディア類を合わせた「書籍メディア」に、玩具・模型の「ホビー・フィギュア」を合算した市場規模は2,641億円となっています。

<ネットリサイクル事業>

当事業は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」といいます。)の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて唯一取得しており、また、全国173の自治体(2018年10月16日現在)と提携の上、行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルとなっております。ユーザーからのインターネット申込に

より、直接、不用となった使用済小型電子機器等を有償で宅配回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスも有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等をリユース販売又はこれらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却する、インターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。

当事業に関する直近の外部環境として、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける入賞メダルを小型家電リサイクル由来の金・銀・銅で製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が同競技大会組織委員会にて推進されることが正式決定し、今後、小型家電リサイクル市場が活性化される見通しにあります。2017年2月1日、同競技大会組織委員会にて、一般財団法人 日本環境衛生センターが、小型家電リサイクル法の制度を活用し、全国の自治体等を通じて回収活動を行う事業協力者（代表者）として採択され、2017年2月2日には、環境省より、日本環境衛生センターの下で取り組みを推進する主要協力会社3社が公表され、うち1社に当社が選ばれております。

2013年4月に小型家電リサイクル法が施行されて以来、約5年半が経過し、自治体や認定事業者を中心とした回収及び適正処理の体制整備が進んできた一方、この新しい制度や「都市鉱山」としての小型家電リサイクルの意義が国民に浸透していないという課題がありました。今回、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が正式に始動することとなり、国民への制度の周知が進む新しいフェーズに入ることが期待されます。そのような中、当社は2020年に向け、提携自治体の拡大を推進するとともに、オリンピック及び都市鉱山リサイクルの機運を醸成する活動のサポートを通じて、回収率の向上による当事業の成長を実現すべく様々な取り組みを進めております。

#### <カンボジア事業>

当事業は、社会貢献活動の一環としてカンボジア国内の農業支援を行うために、日本でのリユース事業のノウハウを活かし日本国内にある中古の農機具をカンボジアで活用させる事業をJICAとともに始めたことがきっかけです。

現在では、自動車販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業、人材送し事業の4つの事業を展開するとともに、人材育成を中心にカンボジア政府、日本政府、JICAとも共同し、カンボジア国内における国際協力活動にも参画しております。カンボジア事業は当社の成長事業の新たな柱と位置付けており、今後更なる強化を図って参ります。

#### （自動車販売事業・リース事業）

カンボジアでは中古の車両、農機具に対する需要が旺盛だったことから、2017年11月15日に車両仕入・割賦販売を行う100%現地子会社のRENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTDを設立しました。事業開始以来、着実に販売台数を伸ばしており、2018年9月期の累計販売台数は451台と、2017年9月期の71台に比べ約5.4倍に増加しております。また、現地では車両リースのニーズも高いことから、2018年8月14日に当社51%：SBIホールディングス株式会社49%の出資比率にて、カンボジアにおけるリース会社ELIN Leasing Plc.の株式の取得に合意し、リースによる車両の販売で今後更に販売台数を伸ばしていく計画です。現在、リース事業に関しては、カンボジア中央銀行への申請手続き中であり、承認が下り次第事業を開始いたします。

#### （マイクロファイナンス事業）

カンボジアにおける当社の社会貢献活動が認められ、2018年2月13日にフランスのNGO団体が運営するカンボジア国内のソーシャル・マイクロファイナンス機関であるChamroeun Microfinance Plc.の株式を取得し、貧困層へのマイクロファイナンスを通じて社会的な課題解決を図る事業に参入いたしました。また、2018年6月13日付でカンボジア中央銀行から同社株式の取得について承認されました。

同社は現在カンボジア国内に21店舗を有し、顧客数約25千人、融資総額約15億円規模での事業を展開しており、今後においてはカンボジアの高い経済成長に支えされるマイクロファイナンスの高い利用需要から更なる成長を見込んでおります。

#### （人材送し事業）

カンボジア政府の要請により、カンボジア政府が管轄する職業訓練学校内で「機械整備コース」を開講し、人材育成を行ってきたことをきっかけに、2018年4月12日にカンボジア技能実習生の日本へ送り出しを行う現地法人として、現地のパートナー企業とMETREY HR Co., Ltd（当社持分36.5%）を設立しました。当事業では、自動車整備士を育成し、日本国内における人材不足解消とカンボジア国民の働き口創出を推進しております。2018年9月期は13名の実習生を日本の製造工場に送り出すことが内定し、今後2020年9月期までに1,000名の実習生の送り出しを計画しております。

## 現状の経営課題及び成長戦略

当社はこれまでインターネットリユース企業として日本最大級の中古書店NETOFFを運営し、日本全国の家庭に眠る本、DVD等を宅配便で買取しEコマース販売するサービスを展開して業容を拡大してきました。その後、この宅配買取の仕組みを活用して、日本の家庭に眠るパソコン等の小型家電に含まれるレアメタル等のいわゆる「都市鉱山」と呼ばれる資源を回収するスキームを構築し、都市鉱山の掘り起こしのためのネットリサイクル事業として、2014年1月に国の認可を取得し、業績を伸ばしてきております。なお、現在、全国で取扱いできる国の許認可事業者は当社含めて2社だけ、また、宅配便を活用した回収スキーム（PC・スマホから申込みを頂いたお客様に対し、ダンボール箱を送付しその箱にリサイクル品を詰めて宅配便で返送してもらうサービス）では当社だけとなります。

当社の主力事業であるネットリユース事業の市場は拡大を続けているものの、大手リユース企業によるネット販売の強化、顧客同士が直接取引を行うCtoC市場におけるフリーマーケット企業の台頭等により、競争環境は厳しさを増しております。

このような環境の下、主力事業であるネットリユース事業はこれまで築き上げてきた優位性を活かし、ネットリユース市場拡大の恩恵を享受しつつ、コスト管理等の自助努力による利益成長を目指していくとともに、当社が今後更なる成長を実現するため、国内では潜在的な成長ポテンシャルの高いネットリサイクル事業、海外では経済成長著しいカンボジア事業の強化が必要と考えております。

当社はこれらの現状を踏まえ、リユース事業の安定収益確保を除き、以下の3点を中長期的な成長戦略の柱として掲げ、重点的に取り組んでおります。

### ・カンボジアにおける日系企業の代表的存在に

当社は現在カンボジア国内に於いて、当社が取扱う車両・農機具等の販売事業及びリース事業を展開しており、取扱台数を急激に増加させております。また、人材送出国では、カンボジアでのライセンスを取得するとともに、カンボジア政府とも連携し、同国最大規模の職業訓練校内における唯一の日系の送出国機関として自動車整備士等の教育を行いカンボジア国民の働き口として日本へ送り出しを行っております。更に、カンボジア中央銀行のライセンス承認を受けて展開するマイクロファイナンス事業では、自立を目指す主に貧困層の顧客（8割女性）へ少額融資を行っておりカンボジア国内21店舗を有する企業として積極的にカンボジアの経済成長に一定の寄与を行っております。このように当社は、カンボジア国内での4つの事業の積極的な活動を行っております。

また、送出国においてカンボジア政府機関内に当社事務所の設置許可を唯一受けている等カンボジア政府からも更なる期待を寄せられており、その期待に応えるべく既存事業を大きく成長拡大させ、更に新たな事業の着手も模索する等更なる取り組みを加速させております。

### ・日本国内の人材不足問題のソリューションの一助となる

日本政府は今年に入り、日本国内の人手不足問題を解決する方法の1つである外国人労働者の受け入れ拡大のため、新たな在留資格の創設等の方針を発表し、対策に乗り出しはじめました。

当社は現在、カンボジアに於いて日本向けの自動車整備士の技能実習生を教育し日本へ送り出しを開始しているところですが、今後、日本政府やカンボジア政府の架け橋として、自動車整備以外の業容に必要な様々な職種の人材教育を開始し、日本国内の大手企業等と連携しながらカンボジア人材の日本への送り出しを加速させていく予定です。

この当社の人材送出国事業の取り組みは、日本国内の人材不足問題を解決するソリューションの一助となるものと考えており、今後、外国人労働者の雇用を拡大する取り組みに対し、その期待に応えるべく既存事業を大きく拡大させ、更には新たな事業への着手も模索していきます。

### ・ネットリサイクル事業の拡大を通じた、日本国内の障がい者雇用の拡大と働き場所の提供

当社が推進しているネットリサイクル事業のパソコン解体作業は、知的障がい者の方々の手によって行われております。近年では、この知的障がい者の方の安定した雇用の確保、働き場所の拡大に対する当社の取り組みに深い理解を示して頂ける大手企業が増えてきており、大手企業で発生する使用済のパソコンの処理及びリサイクルを当社に依頼する動きも出てきております。

これら当社の知的障がい者の雇用機会拡大の取り組みへの期待を受け、知的障がい者の雇用を創造していくモデルの新規事業を開始いたします。現在進めている「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」による需要拡大に加えて、知的障がい者の安定雇用に対する賛同者を増やすという社会問題の解決を通じた需要創出により、事業の成長を目指していきます。

## 資金調達目的

上記のような当社を取り巻く状況等を踏まえ、当社が企業としての成長と企業価値の増大を継続することで既存株主等のステークホルダーの利益の最大化につながると考えており、そのためには上記の成長戦略を着実に遂行していくことが非常に重要となっております。

今回の資金調達は成長戦略の3つの柱のうち7%を超える高い経済成長と共に高い収益を上げているカンボジア事業に焦点を当て調達した資金を集中させることが、将来的に増大することが期待されるカンボジア事業の収益力と、本調達により生じる株主持分の希薄化の規模を比較し合理的であると判

断いたしました。具体的には、現在カンボジアで急伸している自動車販売事業、リース事業、マイクロファイナンス事業の事業拡大に向けた機動的な資金拠出ができるよう、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金需要に応じ必要となる資金を確保する目的で実施いたします。

・カンボジアでの車両・農機具等の乗用機械の需要に応えるために必要な資金の調達

カンボジア経済は内戦の経験を経て、直近8年は新興国・発展途上国全体の経済成長率を上回り、年7%を超えるペースで成長を遂げております。この旺盛な成長を支えているのは道路等のインフラや首都プノンペン及び首都郊外の至る所で目にするビル建物の建設ラッシュであり、首都は著しい変革を遂げております。また、乗用車、バイク、整地用の農機具に対する需要も旺盛で、特に首都プノンペンは乗用車の急激な増加に伴う交通ラッシュの激しさが増していることから、路肩整備といった道路拡張工事を行う等、急激な経済成長を象徴する動きが進んでおります。

このような中、当社の車両販売台数は増加傾向にあり、カンボジアにおける乗用車を中心とした旺盛な需要を更に取り込んでいくため、自動車販売事業を行うRENET JAPAN (CAMBODIA) Co., LTD、リース事業を行うELIN Leasing Plc.に増資を行い、車両等の仕入を大幅に拡大させていくことといたしました。

・カンボジアでの社会貢献活動ともなるマイクロファイナンス事業の運営に必要な資金の調達

カンボジアでのマイクロファイナンス事業は、貧困層向けの少額融資を行うことによる自立支援等を目的とする社会貢献活動としての側面を有するため、純粋な利益を追求する金融事業とは性質が異なりますが、この事業は現在カンボジア国内の法律に定められた上限貸付金利及びカンボジア国内で一般的に使用されている貸付金利である18%を適用することにより、高い利益を生み出す事業となっております。

但し、この事業を安定的に継続、成長させるためには低い貸倒率の確保と低い事業運営コストの維持管理が必要であり、また、本事業を安定的に運営するための十分な運営資金の確保が重要となります。

当社が今後も継続してマイクロファイナンス事業の安定運営を実現させていくことは、高い収益を上げる事業であること、かつ、カンボジア国内の社会貢献活動に資する事業という、当社の理念である「ビジネスのちからで社会課題を解決する」に正しく合致しており、企業価値の最大化に向けた施策となっております。

また、カンボジアの急伸している経済成長と比例するように、顧客数も増加していることから、旺盛な融資需要の取り込みを通じて今後も高収益事業の成長を遂げることが可能となるため、Chemroeu Microfinance Plc.へ運営資金を供給していくことといたしました。

なお、事業継続には貸倒リスクの低減管理も重要となりますが、Chamroeu Microfinance Plc.は、マイクロファイナンスでは世界最大のグラミン銀行から引き継いだ5人組制度(注)による相互監視システム等を導入することで貸倒リスクの低減を図っており、現在の貸倒率は市場平均以下の水準に抑えることができています。

(注) 5人組制度とは、無担保融資を基本としたグラミン銀行のグループによる返済システムです。まず、前提として、基準としては土地を全く有していない、あるいはおよそ600坪未満の土地しか有していない者で構成された5人グループを作り、グループの中でグループ長と書記を決定し、いくつかの試験を経てメンバーが決定されます。

かかるグループのメンバーに対する融資は無担保で行われますが、この5人グループが返済に対して連帯責任を負います。そして、融資を受けた一人の返済が滞ると、そのグループメンバーが連帯して融資を受けられなくなるという仕組みになっています。この仕組みが担保の代わりとなっており、いわば「信頼」を担保とした制度といえます。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、当初固定されておりますが、当社は、2018年12月11日以降2020年12月9日まで(同日を含む。)の期間において、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議がなされた場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含みますがこれらに限られません。)が存在する場合並

びに下記の行使許可期間が経過していない場合（但し、当該行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合を除きます。）には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結いたします。すなわち、割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき当該割当予定先が本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。さらに、割当予定先は、原則として、当該申請の時点で、当該申請の直前になされた行使許可が、当該割当予定先に対するものである場合（但し、（ ）当該割当予定先が連続して行使許可を受けることにつき、他の割当予定先が同意した場合、（ ）他の割当予定先が、当該割当予定先による行使許可の申請に係る本新株予約権を保有していない場合、及び、（ ）本新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間を除きます。）、及び、当該申請に係る行使許可期間が、他の割当予定先に対して付与された行使許可期間と重複する場合（但し、（ ）重複する行使許可期間において、他の割当予定先が行使することができる全ての本新株予約権を行使した場合、及び、（ ）本新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間を除きます。）には、行使許可の申請を行うことはできません。

なお、行使許可は、割当予定先それぞれに対して独立して付与されるものとし、一方の割当予定先が行使許可を取得した場合であっても、他方の割当予定先は、自ら行使許可を取得しなければ、本新株予約権を行使することはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

なお、当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日（2020年12月10日）に、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、発行価額と同額にて取得します。

### (3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しながら資金を調達することができるため、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら、自己資本を増強することが可能となる手法です。

当社は、今回の資金調達に際し、以下の「（本スキームの特徴）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

（本スキームの特徴）

#### 〔メリット〕

当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら資金を調達することが可能となります。

本新株予約権の行使価額は、当初固定されておりますが、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、800円を下限として、本新株予約権者に行使価額修正の通知が行われる日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額に修正することが可能であり、当初行使価額を一定程度上回って株価が上昇した場合には、当社取締役会の決議による行使価額の修正により資金調達額を増額することが可能です。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は2,200,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、いつでも残存

する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。

〔留意点〕

本スキームは、当社の行使許可のもと、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

（ア）株価が本新株予約権の下限行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。

（イ）株価が下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。

（ウ）当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、株価が行使価額を超えている場合でも、割当予定先が行使をしない限り資金調達ができない仕組みとなっております。

（エ）一時に資金調達することはできず、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

当社は、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額の修正を行うことができますが、当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある未公表の事実を保有している場合及び行使許可期間中（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点まで）は、行使価額修正の決議及び通知を行うことができないため、市場株価に応じた機動的な調達ができない可能性があります。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第三者割当てによる新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本第三者割当て契約を締結いたします。すなわち、割当予定先は、本第三者割当て契約に従って当社に対して行使許可申請書を提出し、これに対し行使許可書により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の行使許可期間に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前

になされた行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。
9. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。
10. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,211,660,000	8,877,620	2,202,782,380

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(9,460,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(2,202,200,000円)を合算した金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,202,782,380円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
RENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTDへの追加出資及び運転資金の貸付	1,152	2019年3月～ 2019年6月
ELIN Leasing Plc.への追加出資	350	2019年3月～ 2019年9月
Chamroeun Microfinance Plc.の運転資金の貸付	700	2019年3月～ 2019年9月
合計	2,202	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

及び RENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD及びELIN Leasing Plc.への追加出資及び運転資金の貸付について

カンボジアでの車両等の乗用機械の割賦、リース販売にあたっては、顧客の代金支払方法が多様化しており、当社も顧客のニーズに合わせた販売形態を行う必要があることから、それぞれの販売形態に合わせた会社を設立して対応しております。カンボジアでは、経済成長に合わせて車両保有の需要が旺盛になってきており、今後も増加していくと予想される需要を安定的に取り込むために、充実した仕入資金が必要になります。

このような状況の下、当社は円滑な車両等の販売事業を継続させるために必要な1台当たりの車両仕入単価約20,000米ドルの約700台分に相当する資金として、本新株予約権により調達する資金のうち、1,000百万円をRENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTDの増資に、152百万円を同社の運転資金として貸付金に、350百万円をELIN Leasing Plc.の増資に充当する予定です。

なお、本事業は、在庫リスクを低減するため注文販売形式（顧客から注文を受け、仕入・販売を行う）としており、注文を受けた際には、顧客から購入の意思確認及び審査を行い、その上で車両の仕入を行うことで、在庫リスクの低減を図っております。

Chamroeun Microfinance Plc.の運転資金の貸付について

カンボジアの急伸している経済成長と比例するようにマイクロファイナンス事業の顧客数も増加しており、当社が旺盛な融資需要を取り込むためには、十分な資金を確保していく必要があります。

このような状況の下、当社は、マイクロファイナンス事業を持続的に成長させるために必要な融資の原資となる運転資金として、本新株予約権により調達する資金のうち、700百万円をChamroeun Microfinance Plc.への貸付金に充当する予定です。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は本新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。現時点において想定している金額の資金を調達できなかった場合や支出予定時期との関係で不足が生じた場合には、当該時点の状況に鑑み別途借入金等により必要な資金を調達する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記乃至の各資金使途のうち、支出時期が到来したのものから、順次充當いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### ロックアップについて

当社は、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本第三者割当て契約の締結日以降、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本第三者割当て契約の締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券(以下総称して「本証券」といいます。 )の発行を行わないことを合意する予定です。但し、( )当社の役員、従業員並びに当社の子会社及び関連会社(もしあれば)の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、( )譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合、( )本第三者割当て契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、( )当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。 )の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、( )会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合、並びに( )吸収分割、株式交換又は合併に伴い当社の株式を交付する場合を除外することとする予定です。

## 第3【第三者割当ての場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、2018年11月21日現在におけるものであります。

<モルガン・スタンレー>

a. 割当予定先の概要	名称	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
	本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第13期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月29日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第14期第1四半期 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第14期第2四半期 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月14日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

&lt; SBI &gt;

	名称	株式会社SBI証券
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
a. 割当予定先の概要	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第76期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第77期第1四半期 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月13日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第77期第2四半期 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月6日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	2018年9月30日現在において、当社普通株式を199,800株（発行済株式総数の2.21%）保有しております。（注）
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社の主幹事証券会社

（注） SBIは、2018年9月30日現在において、当社の発行済普通株式を合計で650,000株（発行済株式総数の7.18%）を保有する複数の投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるSBIインベストメント株式会社の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社の完全子会社に該当します。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先であるモルガン・スタンレー及びSBIのほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等（注）

1.（3）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社は、モルガン・スタンレーより提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、モルガン・スタンレーが当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定いたしました。またSBIが、東証マザーズ上場申請にあたっての主幹事証券として、当社の財務的なニーズをはじめとした諸テーマを深く理解し、共有していること、個人投資家を中心とした厚い顧客基盤を通じて、当社の株式への投資家の需要動向の把握に基づき今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待できることを勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員であるモルガン・スタンレー及びSBIによる買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は2,200,000株であり、その内訳は以下のとおりです。

モルガン・スタンレー	1,540,000株
SBI	660,000株

## e．株券等の保有方針

割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有する。以下同じ。）の割当予定先の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

## f．払込みに要する資金等の状況

## &lt;モルガン・スタンレー&gt;

モルガン・スタンレーからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けており、同社の2018年3月期の有価証券報告書及び2019年3月期の第2四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

## &lt;SBI&gt;

SBIからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の2018年3月期の有価証券報告書及び2019年3月期の第2四半期報告書に記載されている財務諸表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しております。

## g．割当予定先の実態

## &lt;モルガン・スタンレー&gt;

モルガン・スタンレーは東京証券取引所の取引参加者であり、また、その親会社であるMorgan Stanleyの株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーは金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

モルガン・スタンレーは、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーがかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に關する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーからのヒアリング等により確認しております。

以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレー及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## &lt;SBI&gt;

SBIは金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。また、SBIの完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2018年8月1日）の「内部統制システム等に関する事項 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、SBIの担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。なお、SBIは、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本第三者割当て契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認が必要であります。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表者：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「ブルータス」といいます。）に依頼しました。ブルータスは、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性を勘案し、本新株予約権の価値算定を実施しております。価値評価に当たっては、割当予定先は随時行使許可申請を行い、株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合に行使がされること、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら、株価が下限行使価格を上回っている場合において、割当予定先から行使許可申請を受けた場合は、基本的に60取引日に1回行使許可を行い、取得条項の発動は想定しないこと等を仮定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額となる金430円と決定いたしました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価格は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は2,200,000株（議決権数22,000個）であり、2018年9月30日現在の当社発行済株式総数9,058,500株及び議決権数90,563個を分母とする希薄化率は24.29%（議決権ベースの希薄化率は24.29%）に相当します。

なお、両割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ当社が本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る割当後の所有株式数は2,399,800株（議決権数23,998個）、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は21.32%となる見込みです（なお、割当後の所有株式数及び議決権数には、2018年9月30日時点でSBIが保有している当社普通株式199,800株及び議決権1,998個を含みます。）。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって当初行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述の資金使途に充当することで、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、割当予定先が本新株予約権の全部を行使して取得した場合の2,200,000株を行使期間である2年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約4,400株であることから、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高298,397株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

## 4【大規模な第三者割当てに関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
黒田 武志	愛知県名古屋市中種区	2,374,500	26.22	2,374,500	21.09
モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9 番7号	-	-	1,540,000	13.68
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1 号	199,800	2.21	859,800	7.64
株式会社TKコーポレーション	大阪府堺市南区三原台一丁目2 番2号	495,000	5.47	495,000	4.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.	454,683	5.02	454,683	4.04
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	TAUNUSANLAGE 12, 60325 FRANKFURT, AM MAIN GERMANY	222,750	2.46	222,750	1.98
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁 目9番8号	221,500	2.45	221,500	1.97
坂本 孝	山梨県甲府市	221,000	2.44	221,000	1.96
SBIベンチャー企業成長支援3 号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1 号	205,715	2.27	205,715	1.83
株式会社ハードオフコーポレー ション	新潟県新潟市新栄町三丁目1 番13号	150,000	1.66	150,000	1.33
計	-	4,544,948	50.18	6,744,948	59.92

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年9月30日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 「割当後の所有株式数」は、割当前の「所有株式数」に、各株主に対して割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数の目的である株式の数を加えた株式数によって算出しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
5. 各割当予定先の「割当後の所有株式数」は、各割当予定先が、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。各割当予定先は、いずれも、本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第18期、提出日2017年12月25日）及び四半期報告書（第19期第3四半期、提出日2018年8月14日）（以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日（2018年11月22日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2018年11月22日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日（2017年12月25日）以降、本有価証券届出書提出日（2018年11月22日）までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

（2017年12月26日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年12月22日開催の当社第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

本件は原案通り承認可決され、取締役に黒田武志、佐藤亮、山根秀之、高橋義孝の4名を選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案					
取締役4名選任の件					
黒田 武志	44,892	366	-	(注)1	可決 95.13
佐藤 亮	44,900	358	-		可決 95.15
山根 秀之	44,878	380	-		可決 95.10
高橋 義孝	44,897	361	-		可決 95.14

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## (2018年2月14日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成30年2月13日開催の取締役会において、ソーシャル・マイクロファイナンス機関である「Chamroeun Microfinance Plc. (以下チャムロン社)」の主要株主から株式を取得することを決議し、筆頭株主(持分比率90%)となる株式譲渡契約を締結しました。金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	Chamroeun Microfinance Plc.
本店の所在地	No425 St.271, Sangkat Tuol Tumpung2,Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia,
代表者の氏名	CEO Yannick Milev
資本金の額	153,853千円(2017年12月期)
純資産の額	278,237千円(2017年12月期)
総資産の額	1,316,601千円(2017年12月期)
事業の内容	マイクロファイナンス

(注) 1. 換算レートは、1 USD = 4,100KHR、1 USD = 108.78円として算出しています。

2. 2017年12月期の業績は監査前の数値を記載しています。

## 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
売上高	370,391千円	397,882千円	257,802千円
営業利益又は営業損失（ ）	15,592千円	6,072千円	88,963千円
経常利益又は経常損失（ ）	9,328千円	15,435千円	13,791千円
当期純利益又は当期純損失（ ）	13,417千円	11,039千円	9,826千円

（注）1．換算レートは、1 USD = 4,100KHR、1 USD = 108.78円として算出しています。

2．2017年12月期の業績は監査前の数値を記載しています。

## 提出会社との間に資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

## (2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、途上国の発展に貢献しつつ、企業の発展も資する持続的なビジネス、いわゆるBOP（Base Of the Economic Pyramid）事業をカンボジアにて、約5年に渡り、独立行政法人国際協力機構（JICA）や経済産業省等の受託事業を通じて展開して参りました。

こうした知見を通じ、ビジネスとしては、カンボジア経済の発展に比例し、大きく成長する分野である「自動車関連領域」と「金融関連領域」に戦略的に取り組んでいます。金融事業第1弾として、昨年発表し、現在、準備中であるSBIホールディングス株式会社との中古自動車などのリース会社設立に続き、今般、金融事業第2弾として、ソーシャル・マイクロファイナンス機関である「Chamroen Microfinance Plc.」の主要株主から株式を取得し、同社を子会社化するための株式譲渡契約を締結いたしました。

カンボジアは20年以上にわたり高い経済成長を続けており、近年、国内総生産（GDP）成長率が7%台で推移しています。この経済成長に合わせ、マイクロファイナンスをはじめとする同国の金融セクターは今後大きく成長することが期待されています。

本買収により、チャムロン社が有するカンボジア全土に展開する21の支店、職員数約200名、顧客口座約24,000のネットワークを活用し、設立準備中のリース会社と密接に連携させることで、金融事業を加速・拡大することができると判断いたしました。また、チャムロン社においても、当社の傘下に入り資金調達コストを低減させることで収益力をより一層高めていく計画です。

## (3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

相手先との守秘義務により、非公表とさせていただきますが、適切なデューデリジェンスを実施の上、公正妥当と考えられる金額にて取得しております。

## 3 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出後、2018年11月21日までの間における資本金の増減は以下の通りであります。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2017年10月1日～ 2018年11月21日 （注）	10,500	9,058,500	1,680	581,861	1,680	188,124

（注）新株予約権の行使による増加であります。

#### 4 最近の業績の概要

##### (1) 第19期連結会計年度（自2017年10月1日 至2018年9月30日）の業績の概要

2018年11月14日開催の取締役会で承認し、公表した第19期連結会計年度（自2017年10月1日 至2018年9月30日）の連結財務諸表は以下のとおりです。

但し、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,338,599	1,455,633
売掛金	347,467	882,840
商品	244,164	248,088
貯蔵品	7,999	8,212
営業貸付金	-	1,360,655
未収還付法人税等	1,810	-
繰延税金資産	21,213	24,550
その他	84,544	131,083
貸倒引当金	-	35,370
流動資産合計	2,045,799	4,075,693
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	88,468	106,690
リース資産（純額）	39,013	33,348
建設仮勘定	32,561	-
その他（純額）	14,371	34,578
有形固定資産合計	174,415	174,617
無形固定資産		
のれん	-	92,127
ソフトウェア	100,372	86,774
その他	16,264	59,740
無形固定資産合計	116,636	238,643
投資その他の資産		
投資有価証券	24,333	80,040
その他	56,392	86,071
投資その他の資産合計	80,725	166,111
固定資産合計	371,777	579,372
繰延資産	6,317	8,527
資産合計	2,423,893	4,663,593

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成29年9月30日)	当連結会計年度 (平成30年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	22,679	44,901
短期借入金	-	909,773
1年内返済予定の長期借入金	339,432	397,996
未払金	114,889	154,386
未払費用	60,514	69,473
未払法人税等	577	23,380
賞与引当金	27,795	27,761
その他	48,032	160,032
流動負債合計	613,919	1,787,706
固定負債		
社債	6,250	226,800
長期借入金	911,164	1,630,457
リース債務	30,702	23,695
繰延税金負債	-	16,751
その他	1,279	49,674
固定負債合計	949,395	1,947,378
負債合計	1,563,315	3,735,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	580,181	581,861
資本剰余金	304,054	305,734
利益剰余金	25,759	1,921
株主資本合計	858,476	885,674
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	38,955
為替換算調整勘定	-	1,582
その他の包括利益累計額合計	-	37,372
新株予約権	2,101	2,101
非支配株主持分	-	3,359
純資産合計	860,577	928,508
負債純資産合計	2,423,893	4,663,593

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	3,708,183	4,535,871
売上原価	1,255,358	1,763,358
売上総利益	2,452,825	2,772,512
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	300,951	311,929
広告宣伝費	374,808	461,648
支払手数料	557,250	696,647
給料及び手当	541,484	584,718
賞与引当金繰入額	27,795	27,761
その他	601,272	681,738
販売費及び一般管理費合計	2,403,562	2,764,443
営業利益	49,262	8,068
営業外収益		
受取利息	493	9,519
受取手数料	7,041	16,944
為替差益	1,265	21,597
スクラップ売却益	2,058	2,962
助成金収入	9,526	1,226
その他	3,734	6,626
営業外収益合計	24,120	58,877
営業外費用		
支払利息	6,213	8,561
株式公開費用	6,076	-
株式交付費	2,343	2,430
助成金返還損	-	4,668
その他	11,574	2,449
営業外費用合計	26,208	18,110
経常利益	47,174	48,836
特別損失		
固定資産除却損	0	-
盗難損失	-	10,420
特別損失合計	0	10,420
税金等調整前当期純利益	47,174	38,415
法人税、住民税及び事業税	5,465	14,414
法人税等調整額	21,213	310
法人税等合計	15,747	14,724
当期純利益	62,922	23,690
非支配株主に帰属する当期純損失( )	-	147
親会社株主に帰属する当期純利益	62,922	23,838

## （連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
当期純利益	62,922	23,690
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	38,955
為替換算調整勘定	-	1,579
その他の包括利益合計	-	37,376
包括利益	62,922	61,066
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	62,922	61,211
非支配株主に係る包括利益	-	144

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	444,000	164,613	88,682	62,400	457,531
当期変動額					
新株の発行	108,171	108,171			216,342
新株の発行（新株予約権の行使）	28,010	28,010			56,020
親会社株主に帰属する当期純利益			62,922		62,922
自己株式の処分		3,260		62,400	65,660
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	136,181	139,441	62,922	62,400	400,945
当期末残高	580,181	304,054	25,759	-	858,476

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	-	-	-	457,531
当期変動額						
新株の発行						216,342
新株の発行（新株予約権の行使）						56,020
親会社株主に帰属する当期純利益						62,922
自己株式の処分						65,660
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	2,101	-	2,101
当期変動額合計	-	-	-	2,101	-	403,046
当期末残高	-	-	-	2,101	-	860,577

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	580,181	304,054	25,759	-	858,476
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,680	1,680			3,360
親会社株主に帰属する当期純利益			23,838		23,838
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,680	1,680	23,838	-	27,198
当期末残高	581,861	305,734	1,921	-	885,674

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	-	-	-	2,101	-	860,577
当期変動額						
新株の発行						
新株の発行（新株予約権の行使）						3,360
親会社株主に帰属する当期純利益						23,838
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	38,955	1,582	37,372	-	3,359	40,732
当期変動額合計	38,955	1,582	37,372	-	3,359	67,930
当期末残高	38,955	1,582	37,372	2,101	3,359	928,508

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	47,174	38,415
減価償却費	58,669	66,001
固定資産除却損	0	-
賞与引当金の増減額(は減少)	26,404	33
受取利息及び受取配当金	493	9,527
支払利息	6,213	8,561
為替差損益(は益)	-	28,481
売上債権の増減額(は増加)	115,331	522,680
たな卸資産の増減額(は増加)	38,226	4,003
仕入債務の増減額(は減少)	3,592	22,222
その他	16,649	28,223
小計	28,644	401,302
利息及び配当金の受取額	493	11,100
利息の支払額	5,903	8,578
法人税等の支払額	25,852	2,936
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,907	401,717
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	24,333	-
有形固定資産の取得による支出	37,790	42,450
無形固定資産の取得による支出	55,638	60,160
貸付けによる支出	-	322,438
子会社株式の取得による支出	-	334,225
その他	20,246	31,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	138,008	790,375
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	50,000	600,000
長期借入れによる収入	1,050,000	550,000
長期借入金の返済による支出	187,429	377,796
社債の発行による収入	-	300,000
社債の償還による支出	12,500	12,500
株式の発行による収入	265,070	3,360
株式公開費用の支出	6,076	-
自己株式の処分による収入	65,660	-
新株予約権の発行による収入	2,101	-
新株予約権の発行による支出	1,700	-
リース債務の返済による支出	9,737	11,013
非支配株主からの払込みによる収入	-	3,503
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,115,388	1,055,554
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	11,722
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	917,472	148,261
現金及び現金同等物の期首残高	421,126	1,338,599
現金及び現金同等物の期末残高	1,338,599	1,190,337

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

## 1 報告セグメントの概要

## (1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、インターネットと宅配便を活用したリユース・リサイクル事業を展開しており、「ネットリユース事業」及び「ネットリサイクル事業」の2つを報告セグメントとしております。

## (2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ネットリユース事業」は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、ユーザーよりインターネットを通じて買取の申し込みを受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店やAmazon等の提携会社を通じてインターネット販売を行う、インターネットに特化した非対面・非リアルな宅配買取・販売サービスを提供しております。

なお、ネットリユース事業には、カンボジア事業も含まれており、車両の仕入・販売などを行っております。

「ネットリサイクル事業」は、当社連結子会社のリネットジャパン株式会社が、全国エリアを対象とする小型家電リサイクル法の認定事業者となり、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済みのパソコン、携帯電話、その他小型家電を有償で宅配回収するサービスを提供しています。また、パソコン廃棄の際に個人情報漏えいを懸念するユーザーに配慮するため、回収時のデータ消去サービスを有償で行っています。回収した小型家電は、これらの部品に含まれるレアメタルについて中間処理会社に売却もしくはリユース販売を行っております。

## 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

## 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	ネットリユース 事業	ネットリサイクル 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,572,617	135,566	3,708,183	3,708,183
セグメント間の内部売上高又は振替 高	-	-	-	-
計	3,572,617	135,566	3,708,183	3,708,183
セグメント利益又は損失( )	53,965	4,702	49,262	49,262
セグメント資産	2,339,451	84,442	2,423,893	2,423,893
その他の項目				
減価償却費	50,778	7,890	58,669	58,669
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	108,461	4,499	112,960	112,960

(注) セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	ネットリユース 事業	ネットリサイクル 事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	4,193,758	342,112	4,535,871	4,535,871
セグメント間の内部売上高又は振替 高	-	-	-	-
計	4,193,758	342,112	4,535,871	4,535,871
セグメント利益又は損失（ ）	25,230	17,161	8,068	8,068
セグメント資産	4,531,284	132,309	4,663,593	4,663,593
その他の項目				
減価償却費	57,205	8,795	66,001	66,001
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	212,800	14,302	227,103	227,103

（注） セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

## （ 1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
1株当たり純資産額	94.88円	101.90円
1株当たり当期純利益金額	7.16円	2.63円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6.73円	2.49円

（注）1．当社は、平成28年12月20日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2．当社は、平成29年3月1日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	62,922	23,838
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	62,922	23,838
普通株式の期中平均株式数（株）	8,783,830	9,054,282
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	565,696	524,106
（うち新株予約権（株））	(565,696)	(524,106)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

(2) 第19期事業年度（自2017年10月1日 至2018年9月30日）の業績の概要

2018年11月21日開催の取締役会で承認した第19期事業年度（自2017年10月1日 至2018年9月30日）の計算書類は以下のとおりです。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定に基づき提出される財務書類ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査はなされていません。

## 貸借対照表（平成30年9月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	2,067,575	流動負債	1,382,851
現金及び預金	782,631	買掛金	31,825
売掛金	220,408	短期借入金	600,000
商品	234,335	1年内償還予定の社債	79,450
貯蔵品	6,902	1年内返済予定の長期借入金	397,996
前払費用	30,905	リース債務	10,664
短期貸付金	626,194	未払金	135,887
繰延税金資産	20,903	未払費用	59,488
その他	145,294	未払法人税等	15,081
固定資産	1,539,532	前受金	358
有形固定資産	155,397	預り金	10,009
建物	96,754	賞与引当金	27,761
構築物	2,550	その他	14,329
車輛運搬具	9,126	固定負債	1,292,587
工具器具備品	13,617	社債	226,800
リース資産	33,348	長期借入金	1,024,804
無形固定資産	143,091	リース債務	23,695
商標権	3,014	繰延税金負債	16,751
ソフトウェア	83,350	その他	537
その他	56,725	負債合計	2,675,438
投資その他の資産	1,241,044	（純資産の部）	
投資有価証券	80,040	株主資本	898,216
関係会社株式	415,952	資本金	581,861
関係会社社債	140,433	資本剰余金	305,734
出資金	20	資本準備金	188,124
長期貸付金	529,600	その他資本剰余金	117,610
長期前払費用	5,230	利益剰余金	10,620
その他	69,767	その他利益剰余金	10,620
繰延資産	7,604	繰越利益剰余金	10,620
株式交付費	2,901	評価・換算差額等	38,955
社債発行費	4,703	その他有価証券評価差額金	38,955
資産合計	3,614,712	新株予約権	2,101
		純資産合計	939,273
		負債・純資産合計	3,614,712

注．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高	4,146,571	
売上原価	1,578,762	
売上総利益	2,567,808	
販売費及び一般管理費	2,546,327	
営業利益	21,481	
営業外収益		
受取利息	20,962	
受取手数料	16,944	
スクラップ売却益	2,407	
為替差益	21,597	
その他	4,752	66,665
営業外費用		
支払利息	8,503	
株式交付費	2,430	
その他	1,890	12,824
経常利益	75,322	
特別損失		
関係会社株式評価損	77,002	
盗難損失	10,420	87,423
税引前当期純損失（ ）	12,100	
法人税、住民税及び事業税	13,870	
法人税等調整額	310	14,180
当期純損失（ ）	26,281	

注：記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	580,181	186,444	117,610	304,054	36,901	36,901	921,137
当期変動額							
新株の発行(新株予約 権の行使)	1,680	1,680		1,680			3,360
当期純損失					26,281	26,281	26,281
株主資本以外の項目の 当期変動額							
当期変動額合計	1,680	1,680	-	1,680	26,281	26,281	22,921
当期末残高	581,861	188,124	117,610	305,734	10,620	10,620	898,216

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	-	-	2,101	923,238
当期変動額				
新株の発行(新株予約 権の行使)				3,360
当期純損失				26,281
株主資本以外の項目の 当期変動額	38,955	38,955	-	38,955
当期変動額合計	38,955	38,955	-	16,034
当期末残高	38,955	38,955	2,101	939,273

注:記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

構築物 10～20年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～10年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

社債発行費

社債の償却期間にわたり均等償却しております。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 表示方法の変更にに関する注記

## （貸借対照表）

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「1年内償還予定の社債」は、重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記することとしました。

## （損益計算書）

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「為替差益」は、重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記することとしました。

前事業年度において、独立掲記しておりました「新株予約権発行費」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

## 貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額 320,131千円

## 2.関係会社に対する金銭債権又は債務

金銭債権 1,271,579千円

金銭債務 11,163千円

## 3.当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 1,000,000千円

借入実行残高 600,000千円

差引額 400,000千円

## 損益計算書に関する注記

## 関係会社との取引高

## 営業取引による取引高

売上高 156,901千円

仕入高 58,899千円

営業取引以外の取引による取引高 11,897千円

## 税効果会計に関する注記

## 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

賞与引当金 9,685千円

商品評価損 1,947

関係会社株式評価損 23,154

繰越欠損金 38,988

その他 4,468

繰延税金資産小計 78,245

評価性引当額 55,869

繰延税金資産合計 22,376

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 16,751

その他 1,473

繰延税金負債合計 18,224

繰延税金資産純額 4,151

関連当事者との取引に関する注記  
 子会社及び関係会社等

(千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関係当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	リネットジャパン 株式会社	（所有） 直接 100.0	当社への業務 委託 商品の仕入 役員の兼任	経費の立替	85,249	未収入金	46,626
	RENET JAPAN （CAMBODIA） CO.,LTD.	（所有） 直接 100.0	経費の立替 資金の貸付 役員の兼任	経費の立替	41,482	立替金	41,362
				利息の受取	4,904	未収収益	4,962
				資金の貸付	788,054	短期貸付金 長期貸付金	274,127 529,600
	Chamroeun Microfinance Plc.	（所有） 直接 100.0	資金の貸付	利息の受取	6,954	未収収益 短期貸付金	5,452 340,710

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

・貸付金の利率については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

103円46銭

1 株当たり当期純損失金額

2円90銭

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第18期)	自 2016年10月1日 至 2017年9月30日	2017年12月25日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第3四半期)	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	2018年8月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

リネットジャパングループ株式会社

取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純  
業務執行社員代表社員 公認会計士 林 寛尚  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年11月15日開催の取締役会において、カンボジアに子会社を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年12月20日

リネットジャパングループ株式会社

取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員 公認会計士 杉田 純  
業務執行社員代表社員 公認会計士 林 寛尚  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年11月15日開催の取締役会において、カンボジアに子会社を設立することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月14日

リネットジャパングループ株式会社  
取締役会 御中

## 三優監査法人

指定社員 公認会計士 林 寛尚 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 八代 英明 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年10月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。